第二百十五条の四の表第五十九条の四第四項の項を次のように改める。

第五十九条の四第四項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十五条の四の表第五十九条の五の四第七項の項を次のように改める。

第五十九条の五の四第七項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第四条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を次のように改正する。

第十九条中「のとおり」を「に掲げる費用」に改め、同条第二号中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同条第三号中「又は」を「、共通投票所及び」に改め、同条第四号中「裁判官国民審査法」を「審査の当日裁判官国民審査法」に、「審査の当日自ら投票所に行き投票をすることができない」を「その例によることとされる公職選挙法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる」に改め、同条第五号中「の規定による」を「に規定する」に改める。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条　漁業法施行令の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第二十七条第一項」の下に「又は第二項」を、「第八十九条第七項」と」の下に「「法第二十一条第一項に規定する者に該当する」とあるのは「選挙人名簿に登載される資格を有する」と」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（共通投票所の開閉時刻）

第六条の二　海区漁業調整委員会委員選挙の共通投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。

2　市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、共通投票所の開閉時刻につき前項と異なる定めをすることができる。

3　市町村の選挙管理委員会は、前項の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその共通投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第七条の二第二項中「二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き」を「必要があると認めるときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においても、期日前投票所（二以上の期日前投票所を設ける場合には、いずれか一以上の期日前投票所）を開いておく時間は、四時間を下つてはならない。

第七条の二第三項中「投票所」を「期日前投票所」に改める。

第九条中「第四章の三」を「第四章の二（共通投票所）、第四章の四」に、「並びに第六十一条第四項」を「、第六十一条第四項並びに第六十二条第二項」に改め、「第七十条の二第二項」の下に「、第七十五条第二項」を加え、「にする」を「に行う」に改め、同条の表第二十六条の五、第五十一条第一項、第五十九条の三第六項、第五十九条の三第四項、第百三十一条第三項及び第百四十五条の項を次のように改める。

第二十六条の五		
第五十条第一項		
第五十一条第一項		
第五十九条の三第六項		
第五十九条の三の三第四項	総務省令	
第百三十一条第三項（第百三十一条の二において準用する場合を含む。）		
第百四十五条		農林水産省令

第九条の表第二十七条の項中「第二十七条」の下に「（第四十八条の三及び第四十九条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表中

第二十八条第一項	
抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項（当該選挙について調製規則第三十五条第一項（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）	抄本
第三十五条第一項	
抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項（当該選挙について調製規則第三十五条第一項（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）の規定により磁気ディスクをもつて調製するこれに準ずる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又は当該記録媒体を含む。）	抄本
第四十九条の七	
名称	氏名

を

第二十八条第一項	次の	次のとおり
第二十八条第二項	次の	次のとおり
第三十五条第一項	、次	、次のとおり
第四十八条の三の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項	次の	次のとおり
第四十九条の七の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項	次の	次のとおり